



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 1 1 2 号 令和元年 1 1 月 1 日発行

目 次

【告示】

番 号	表	題	担当課名
4 7 4	財政事情を公表する件		財政課

【収用委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
2 7	収用の裁決手続の開始を決定した件		

徳島県告示第四百七十四号

徳島県財政事情の公表に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第十二号）第二条第一項の規定により、平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの期間における財政事情を次のとおり公表する。

令和元年十一月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県収用委員会告示第二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十一月一日

徳島県収用委員会会長

松

尾

泰

三

- 一 起業者の名称 徳島市
- 二 事業の種類 徳島東部都市計画道路事業三・四・三二号住吉万代園瀬橋線
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県徳島市南昭和町四丁目

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		公簿	実測	
十六番一	宅地	四一六・ 平方メートル	四一八・五七 平方メートル	三二六・八 平方メートル

四

土地所有者の氏名及び住所
共有持分千分の七百五十五

椎野 誠一 徳島県徳島市南昭和町四丁目八八番地

共有持分千分の百五

椎野 悦子 徳島県徳島市南昭和町四丁目八八番地

共有持分千分の百五

細川 育子 徳島県徳島市南昭和町四丁目十六番地の一

共有持分千分の三十五

椎野 真一郎 徳島県徳島市南昭和町四丁目八八番地

土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地使用借権

椎野 誠一 徳島県徳島市南昭和町四丁目八八番地

六

裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十月二十四日